駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付などの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活　動　方　針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認を実施する。

※　祭礼、行事など各種イベントや１１０番通報などにより、交通の円滑と危険防止のため下記以外の場所で放置車両の確認を実施することがあります。

重　点　路　線

路　線（区　間）	重点時間帯	令和６年中取付件数
①　県道752号（和歌山阪南線）・県境～紀の川大橋北詰交差点及びその周辺	7:00～22:00	１件
②　県道７号（粉河加太線）・ネオポリス入口交差点西方約４００メートル～狐島交差点及び次郎丸交差点～鳴滝交差点）及びその周辺	7:00～20:00	４件
③　市道西脇山口線・西庄交差点～次郎丸交差点及びその周辺	7:00～20:00	１件

重　点　地　域

地　　域	重点時間帯	令和６年中取付件数
A　県道752号（和歌山阪南線）・延時交差点から半径1.5km 及びその周辺	6:00～翌2:00	３３件
B　県営西脇グリーン団地周辺	9:00～22:00	３件
C　市立鳴滝小学校周辺	9:00～22:00	６件
D　県道７号（粉河加太線）・大谷交差点から半径1.5km 及びその周辺	7:00～22:00	２２件
E　南海本線和歌山大学前駅周辺	9:00～22:00	８件

和歌山県和歌山北警察署